



遠賀町告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、
下記のとおり指定公金事務取扱者として指定し、公金収納事務を委託したので、
同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

遠賀町長 古 野 修



記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 委託する歳入の種類
コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書（住民票
の写し、印鑑登録証明書）交付手数料
- 4 指定公金事務取扱者としての指定日及び委託日
令和8年3月31日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から委託期間終了日まで